

デイサービス フクC- 運営規程

(事業目的)

第1条 有限会社フリーウェイ（以下「事業者」）が開設する、指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業所（介護予防通所介護相当サービス）（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員・看護職員・介護職員等の従業員（以下「職員」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法にのっとり適正な指定地域密着型通所介護サービス及び第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を提供することによって、地域社会の福祉の増進と暮らしやすい地域づくりの推進を目的とする。

(運営方針)

第2条 地域住民が要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域で普通の暮らしを継続できるよう、指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）サービスを提供することによって、利用者の社会的孤立の解消及び心身機能の維持・回復並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービス フクC-
- (2) 所在地 静岡県富士宮市田中町762

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名・・・常勤
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の提供に当たるものとする。
- (2) 生活相談員 1名以上・・・地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービス計画の作成補助及びサービスの調整を行う。
- (3) 介 護 職 員 2名以上・・・身体的・精神的等の介助及び送迎を行う。
- (4) 看 護 職 員 1名以上・・・非常勤（機能訓練指導員兼務）
健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的に把握するとともに、利用者がサービスを利用する為に必要な措置を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上・・・（看護職員兼務）
利用者が、心身の状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能の改善や現状の能力を維持するための訓練を行う。

- (6) 調理職員 1名以上・・・利用者の給食業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時05分までとする。

(指定地域密着通所介護及び第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の定員）

第6条 1単位 1日あたりの定員は18名とする。

(指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の内容）

第7条 サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 送迎サービス 利用者宅の玄関先から事業所の玄関先とする。
- (2) 入浴サービス 一人での入浴が困難な利用者に対して、入浴介助を行う。
- (3) 食事サービス 利用者の体調に合わせた調理法と栄養バランスの摂れた食事の提供。
- (4) 介護サービス 身体的・精神的な負担の軽減を図るための、相談・介助等を行う。
- (5) 屋内外レクリエーション 個々の趣味・娯楽・教養などを主体としたサービスの提供。
- (6) 機能訓練 日常生活の動作・精神力の向上を目的とする。

(利用料及びその他の費用の額)

第8条 指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の利用料は、指定地域密着型通所介護は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）は、富士宮市が定める基準によるものとする。当該指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）が法定代理受領サービスであるときは、当該指定地域密着型通所介護は、介護報酬告示上の額、第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）は、富士宮市が定める額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。法定代理受領以外の利用料については、指定地域密着型通所介護は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬の額）の額、第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）は、富士宮市が定める額とする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額の他、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。（実費負担）

- (1) 食費350円（税込・昼食代・おやつ代込み）とする。
- (2) おむつ代は実費とする。
- (3) その他日常生活において利用者が負担することが適当であるものは実費とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

4 利用料の支払いは、利用の翌月末（27日前後）に指定の口座より引き落とされる。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業の実施地域は、富士宮市。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。
- (2) 入浴サービスを受ける場合の留意事項

- ・ 血圧測定の状態、その日の健康状態に変調がある場合には入浴を控える。
- (3) 食事サービスを利用する際の留意事項
 - ・ 常食以外の食事を必要の場合は職員に申し出る。
- (4) 送迎サービスを受ける場合の留意事項
 - ・ 職員の指示に従う。
- (5) 喫煙についての留意事項
 - ・ 施設内は禁煙です。喫煙の際は、所定の場所にて職員の指示に従う。
- (6) 貴重品の管理
 - ・ 原則的には、貴重品（金銭・宝石類・腕時計等）の持ち込み禁止です。
やむを得ず持参する場合は、自己管理となる。
- (7) その他
 - ・ 当事業所を利用する他の利用者の人格を尊重し、職員の指示に従う。

（緊急時等における対応方法）

第11条 指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第12条 非常災害等に備えるため、具体的な防災計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を年1回定期的に行うものとする。

（地域との連携等）

- 第13条 事業の運営に当たっては、地域住民又その自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。
- 2 当事業所が行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
 - 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上を開催する。
 - 4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
 - 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（その他運営についての重要事項）

- 第14条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 1 職員研修・・・随時行う
 - 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させる旨を、職員との雇用契約の内容とする。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待防止のため、管理者を虐待防止に関する責任者とし、虐待を防止するための担当職員に対する研修の実施等、必要な措置を取ります。また、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合、富士宮市高齢者虐待防止対応マニュアルに沿って適切な対応を行います。

(規程の補足)

第16条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 平成23年1月15日から施行する。

平成25年2月12日を以って改定施行する。

平成25年9月5日を以って改定施行する。

平成26年11月22日を以って改定施行する。

平成27年4月1日を以って改定施行する。

平成27年8月1日を以って改定施行する。

平成28年4月1日を以って改定施行する。

平成29年4月1日を以って改定施行する。

平成30年4月1日を以って改定施行する。

令和1年11月1日を以って改定施行する。

令和2年4月15日を以って改定施行する。

令和3年12月1日を以って改定施行する。

令和4年9月1日を以って改定施行する。

令和4年12月5日を以って改定施行する。

令和6年9月1日を以って改定施行する